

就学支援金に関します案内が神奈川県より届きましたのでご案内いたします。
申請可能な方は必要書類を揃えていただき、申請書と共に学校へご提出ください。

「高等学校等就学支援金」(国の授業料補助)申請手続 (令和3年4月～6月分・新1年生)

☆高等学校等就学支援金の申請方法☆

申請をしなければ支援は受けられません！

1 提出書類

(1) 保護者等の令和2年度「市町村民税の課税標準額×6%—市町村民税の調整控除の額」(父母合計額)が304,200円未満の方が対象になります。(政令指定都市の場合、調整控除の額に3/4を乗じる)

ご自身が対象かどうか不明の場合でも申請を行ってください。(申請をしなければ対象でも受けることが出来ません)

<今年度はオンライン申請ではなく、学校にて代行入力を行います>

※申請漏れが無いよう紙媒体での申請にご協力ください(オンライン申請については来年度以降、申請状況により判断いたします)

・**4月20日(火)必着**で①～③をご提出ください。(書類等封筒に入れ、封をした状態でご提出をお願いします)

① 「**受給資格認定申請書・収入状況届出書(様式第1号)**」※本冊子3ページ目

② 『**個人番号カード(写)等貼付台紙**』又は『**生活保護受給証明書**』※本冊子7ページ目

③ 裏面「**3:本人確認書類**」に該当する**証明書類**

・**令和3年4月～6月分の、3か月分が支給対象**となります。

・令和3年7月以降分については、判定基準が変更になります。

・令和3年7月以降分の申請については別途通知(6月ごろ)により、申請していただきます。

・「個人番号カード(写)等貼付台紙」には、保護者等の個人番号カード(裏面)、マイナンバーが記載された住民票など、

※**個人番号が確認できる書類の貼付が必要となります。(保護者等全員分のマイナンバーが確認できる書類が必要です。)**

※**マイナンバーが記載されている紙製の「通知カード」は今年度より確認書類として取扱されませんので、ご注意ください。**

・生活保護世帯の方は「生活保護受給証明書」のみの提出です。(福祉事務所長が発行。生活保護の始期・発行年月日が記載されたもの。「支給証」ではありません。)

*令和2年1月1日(6月申請時は、令和3年1月1日)時点で、生活保護を受けていることが分かる証明書が必要です。)

【お問合せ先】

〒231-8653

横浜市中区山手町88番地

学校法人横浜雙葉学園

法人事務局

Tel 045-662-7037

Fax 045-664-2420

2 基準税額・補助額

【令和3年4-6月分】

<u>令和2年度「市町村民税の課税標準額× 6%—市町村民税の調整控除の額」</u> * 政令指定都市の場合、調整控除の額に3/4を乗じる	補助額
生活保護世帯 154,500円未満世帯	月額 33,000円
304,200円未満世帯	月額 9,900円

※授業料が補助額未満の場合、授業料が上限となります。

3 マイナンバー提出時の本人確認書類

・学校の指定等により就学支援金の手続きを郵送で行う際には、別途本人確認資料を同封していただくこととなります。同封する確認書類は次のとおりです。

- ① 生徒持参……不要（学校で生徒が在籍していることが確認できているため）
- ② 保護者等持参…運転免許証・パスポート等の写し※
- ③ 郵送……………運転免許証・パスポート等の写し※

※運転免許証・パスポート等の提出が困難な場合は健康保険の被保険者証・年金手帳等の2以上の書類の提示

【郵送用住所カード】

-----切り取り線-----

〒231-8653

横浜市中区山手町88番地

学校法人横浜雙葉学園
法人事務局 宛